

資料

藤原頼輔撰蹴鞠口伝集について

渡辺 融

東京大学教養学部

On the Secret Books on Shukiku
Edited by Yorisuke Fujiwara,

Toru Watanabe

Dept. of Sports Sciences, College of Arts and Sciences,
The University of Tokyo.

はじめに

蹴鞠口伝集は藤原(難波)頼輔の作とされている。蹴鞠道では13世紀以降に難波、飛鳥井(以上何れも頼輔の流れ)、御子左(みこひだり)等の公家が家流を称えるようになり、これに伴って各家流固有の様式による鞠書が著わされる。飛鳥井家の「内外三時抄」、御子左家の「遊庭秘抄」がその代表的なものである。現存の蹴鞠口伝集の伝本には、これ以前の白河天皇時代から後白河院政時代にかけての蹴鞠の技法、作法、施設、用具、装束、鞠会の模様、鞠足達の言動等が描かれており、家流形成以前の蹴鞠の様態を把握するには好適な史料である。とくに技法について大きなスペースをさき、これを或る程度体系的に記述しているので、スポーツ史にとっては貴重な史料である。

一昨年、昨年、文部省科学研究費補助金一般C(01580113)、(02680098)の交付をうけて蹴鞠史料の調査を行なったところ、天理大学付属図書館、大津市平野神社等において10数点の同集の伝本を見出した(後掲第一表参照)。これらの中には『国書総目録』等により既に知られている同集上巻ばかりでなく、学界には未紹介であったと思われる同集下巻の伝本も含まれていた。

本稿においては、現在管見に入っている同集上・下巻の伝本の所在・構成・内容を概略紹介し、併せて諸伝本から見て構成・内容が固まっていると思われる上巻について、その登場人物の登場回数や影響関係から同集成立の人的背景を一瞥した。

また別稿において上巻の伝本のうちで善本と思われる前田育徳会尊経閣文庫所蔵本を翻刻し、紹介した。

下巻については、現在までに披見した諸伝本だけでは確とした構成・内容を捉えるには至っていないので、一本によって本文の箇条名のみを掲げるにとどめ(参考資料I参照)、詳細は機会を更めて紹介したいと考えている。

1 藤原頼輔と蹴鞠口伝集

(1) 頼輔について

蹴鞠口伝集の作者とされている藤原頼輔は、天永3(1112)年の生れ(没年より逆算)、本名は親忠、大納言忠教の四男で、京極関白師実の孫にあ

たる。母は賀茂神主成継女である。以下に官歴を「公卿補任」によって示す。

天治2(1125)年 叙爵 14歳

大治2(1127)年 任山城守 16歳

保延2(1136)年 叙従五位上(治国賞) 25歳

永暦元(1160)年 任豊後守 49歳

永万2(1166)年 辞豊後守 55歳

仁安元(同上)年 任皇太后宮亮(皇太后は近衛天皇中宮藤原呈子)

仁安3(1168)年 任九条院別当(呈子が院号宣下をうけて、九条院となったため) 57歳

嘉応2(1170)年 任刑部卿 59歳

寿永元(1182)年 叙従三位 71歳

文治元(1185)年 辞刑部卿 74歳

文治2(1186)年 前年から病み、二月出家、四月五日卒す 75歳

頼輔の人物像については井上宗雄氏の『平安後期歌人伝の研究』第6章に詳しい。⁽¹⁾ 以下これによってかいつまんで紹介しておきたい。

頼輔は鞠だけでなく歌人としても一流であった。彼は関白の孫という名門の出であって、出世欲や政治的野心もあったが、30台で公卿となった兄忠基、教長に較べれば不遇であり、71歳で漸く従三位に叙され公卿の座に列した。働き盛りの20台から40台にかけて長い散位(位はあるが官職がない)不遇時代があり、このような境遇が彼をして歌鞠にのめり込ませ、遂に鞠の第一人者としたと思われる。一方処世術は下手なわけではなく、晩年には歌鞠の才を生かして時の右大臣九条兼実に近い、また後白河院に信任され、遂に非参議ながら公卿に至った。時流にさとく、貴族社会にしぶとく生きた、あくの強い人柄を彼の人生に見るとのことである。

「蹴鞠口伝集」との関連を考えると、彼が晩年に兼実家へ出入りして、64歳の時に兼実から「件人無雙上手」の称賛を得たこと、⁽²⁾ その翌年(安元2・1176年)3月5日に後白河院の50歳御賀鞠会が催された時、頼輔が上鞠(あげまり)の役を勤めることになり、その為に院への昇殿を聴されたこと⁽³⁾ は注目すべき事柄である。これらは頼輔が鞠足として当代随一であることを公認された証左となるからである。「公卿補任」によると、71歳

で彼が公卿に列せられた際には、彼の上臈5人を追い越して補任されたというから、芸能好きで蹴鞠にも堪能であつたらしい後白河院の彼に対する寵は深かったことと思われる。

(2) 蹴鞠口伝集の成立

序(翻刻編参照)によると、同書は、頼輔が自ら師と仰ぐ藤原成通をはじめとする蹴鞠界の先達たちの教えを長年にわたって書き留め、これを上・下2巻にまとめたものである。

桜井秀氏は「本書は頼輔の撰と伝ふるものなれど真偽未だ考えず、されど内容は信すべきものなること確実なりとす」としている⁽⁴⁾。

堀部正二氏は陽明文庫所蔵の同集上巻によって考証し、序で頼輔の肩書が前雍州刺使即ち前山城守となっていること、久安3(1147)年の花園左大臣源有仁の死を去春と記していることを根拠として、本書の成立は久安4年から彼が豊後守に任ぜられた永暦元年までの間であることは確実で、内容、記事から見ると、とくに久安末年から仁平(1154年まで)にかけての頃と見るべきであろうとしている⁽⁵⁾。

井上宗雄、村戸弥生⁽⁶⁾の両氏も堀部氏の説を概ね肯定している。但し井上氏は、藤原頼長を「宇治左府」と呼んでいることに注目して、この言い方は頼長の死(1156年)後に用いられるようであるから、本書は有仁の死後から書き始め、書き継いだのか、或は後の改訂があるのかもしれないとの疑念を示されている⁽⁷⁾。

口伝集下巻には寿永2年4月18日付で頼輔が記した院進粵状(参考資料Ⅱ-A:伝本によって進奥状となっているものもある)なるものが付いている。後章で述べるように、この進奥状自体に疑念があるが、これによると、口伝集は頼輔が撰じたままで秘蔵していたものを、後白河院の命により同院の叡覧に供することになったという。もしそうだとすると、上記井上氏の推測はあたっているわけである。

寿永2年は頼輔が公卿に列せられた翌年であり、しかもこの年の4月10日には彼の孫宗長が同家ではじめて左近衛少将に任ぜられたばかりであった⁽⁸⁾。いわば頼輔の一族に対する院の寵愛がピークに達した時期である。後章で述べるように、口

伝集下巻の伝本のうちには、末尾に後白河院が中心となって催された保元以後の鞠会の模様が幾つか集中的に掲げられているものがある。また村戸弥生氏は「成通卿口伝日記」成立の背後に頼輔と後白河院の存在を推測し、口伝日記は頼輔の作で、その成立年代は彼が公卿に列した寿永年間と想定している⁽⁹⁾。これらを勘案すると、現存の口伝集そのままの形であるかどうかはわからないが、院の信任があつたこの時期に、頼輔が蹴鞠口伝集を院の叡覧に供して、これを自家と彼自身の蹴鞠人生との存在証明としようとしたことは考えうべきことである。

(3) 蹴鞠口伝集と後世の鞠書

先にあげた「内外三時抄」と「遊庭秘抄」は各家流で編まれた現存の鞠書としては最も古いと考えられるものである。これらの鞠書の中に口伝集がどう現われてくるかについて触れておきたい。

三時抄は頼輔の五世の裔飛鳥井雅有(1241~1301)の作で、1291年前後に成立したとされている⁽¹⁰⁾。現存の同抄は鞠場、装束、練習一・二の四編から成り⁽¹¹⁾、かなり大部で、体系的に記述されている。序文では「……高祖父刑部尚書(頼輔)幸に此芸に達して、ついで其誉をあらはす、重相(成通)これを感じて譜第の跡とし、これを推て聖皇の師とす、それよりこのかた、当家相続してほとほと国師たり、……」と⁽¹²⁾、飛鳥井家が鞠聖成通の跡をついだ頼輔以来の鞠の家であることを強調している。そして本文中で口伝集を引用、またはこれに依據している部分が23ヶ所ある。このうち口伝集の序に関わる部分が一ヶ所、上巻21、下巻2(重複が1ヶ所ある)となっている。但しこの中で、少くとも1ヶ所、懸(かかり)の木のセッティングに関する部分は、三時抄の引用と現存の口伝集(下巻)中の本文とが一致しない⁽¹³⁾。

「遊庭秘抄」は御子左家の為家(1198~1275)から数えて5代目の為定(1286~1360)の作とされているが、為定死後の記事もあって、疑問視されている。井上宗雄氏は為定の従兄弟にあたる為重の作であるか、或は少なくとも為重が為定の死後これを増補したのではないかとされているが⁽¹⁴⁾、伝本の中には、やはり為定の従兄弟の為忠或は為明の作としているものもある⁽¹⁵⁾。御子左家は頼輔

の流ではないが、遊庭秘抄末尾（群書類従本による）の方の「負鞠事」の条で、この技は昔はなかったので従来の鞠書にはないと記し、従来の鞠書として「成通卿三十箇条式」「源九日記」「成平が抄」「革菊記」「要略抄」と並んで「頼輔卿口伝集」の名をあげている⁽¹⁶⁾。本文中で口伝集の名を明示して引用している箇所は6ヶ所あり、うち序1、上巻4、下巻1となっている。またこのほかに、同集の名は明示していないが、同集中の本文と文言が一致する部分がかなり多い。

このように見ると、少くとも13・14世紀には、頼輔撰の「蹴鞠口伝集」が権威ある鞠書の一として存在し、その内容が現存の上・下巻の伝本の内容とかなり一致するものであったことは確かである。

2 蹴鞠口伝集の伝本について

(1) 所在

頼輔撰の蹴鞠口伝集の伝本は現在管見の範囲で20点ある。次表はそれら諸伝本の所在、構成、伝世関係、書写年代等を示したものである。

このうち、史料番号1～6（以下においては伝本を表示するのに次表最左列の史料番号を用いる：筆者注）は『国書総目録』所載のものである。7～20は前記平成元・2両年の蹴鞠史料調査の際に管見に入ったものである。但し、19、20についてはまだ本文を披見するにはいたっていない。

(2) 蹴鞠口伝集の構成と内容

まず、これらの伝本によって蹴鞠口伝集の構成を見ると、同書はそれぞれ上・下帖からなる上・下2巻で構成されている⁽¹⁾。

上巻の伝本の中で構成が整っていると思われるのは1、2、5、6、7、10、11、13であり、その代表的なものが1である。翻刻編に見られるように、上巻上帖目録、序、上帖本文、下帖目録、下帖本文の順で構成され、上帖60ヶ条、下帖106ヶ条が一つ書きで記述されている。

これらを第一グループとすれば、第二のグループは3、4、15であって、いずれも上帖目録、序、上帖本文で構成され、上巻下帖を欠いている。そして、第一グループの伝本では第62条目即ち下帖に収められている「とんばう返りの事」が、この

グループの目録では第54条目に入り、上帖が61ヶ条になっている。第二グループの代表的伝本と思われる3では、この箇条の本文が第53条目「烏をどりの事」の紙背に書かれている。

16は上巻下帖の本文のみの写本である。

下巻は上巻に較べて伝本が少ない。8、12、14、17が今のところ最も構成が整った伝本である。これらは下巻上帖目録、上帖本文、下帖目録、下帖本文、院進粵状の順序で構成されている。このグループの祖本はかなりの荒本だったようで、「蝕本ノマヽ」とする箇所が多く、また目録と本文とが一致しない箇所も幾つかある。箇条の確定が困難であるが、ひとまず8の本文の順序に則して上・下帖の箇条を参考資料Iに紹介しておく。8の本文はやはり一つ書きで上帖56ヶ条、下帖55ヶ条合計111ヶ条である。但し目録上では上帖第28条と29条の間に下帖108条以下の4ヶ条が入り、下帖第80、92、93、94条が欠落し、本文にない「鞠降事」が第78条目に入って、上帖60、下帖48ヶ条となっている。また、本文では上記第108条の前に「以下本ニハ端ニ存之仍表紙目六ニハ次第相違」とある。

9は成平以来の蹴鞠の伝統をもつ賀茂別雷神社（上賀茂社）の祠官鳥居大路家の旧蔵本である。これは荒本であって虫食いがかなりあり、また末尾が何丁か脱落していて、奥書もついていない。しかし虫食い箇所と構成とから見て、8以下のグループとは祖本を異にするとと思われる。

構成上の特徴は、第107～111条、院進粵状及び106条（一部のみ）が、この順で巻頭におかれ、次に「蹴鞠口伝集下少々」という見出しがあって、「懸事」から本文が始まる。つまり第106条～111条と院進粵状とは構成上口伝集の外におかれている。院進粵状には年紀、記名はあるが本文がない。「懸事」以下の本文について8と較べてみると、8にあって9にない箇条が13ヶ条、9にあって8にない箇条が1ヶ条あり、相当な違いがある。

18は下帖末尾の第106条以下の6ヶ条と院進粵状のみを「鞠之記」という外題で綴じたものである。

9と18とから勘案すると、下巻の106条以下の

第1表 蹴鞠口伝集（難波頼輔撰）上下巻所在・内容等一覧

史料 番号	所 在	冊 数	架 蔵 番 号	大さ 縦横mm	墨 付丁	備 考	内 容				奥 書 等 写本成立年代、書写人、印等	
							序	上 巻		下 巻		
								上	下	上		下
1	尊経閣文庫	1		268 208	55	別題 蹴鞠秘抄上下	○	○	○			B→D→I 弘治2 (1556) 兼智、花押アリ (1497~1564)
2	国会図書館	1	192-5	277 236	51	外題 蹴鞠秘抄 全	○	○	○			B
3	宮内庁書陵部	1 巻	伏 三八九	280	約16 M	伏見宮家旧蔵 外題 蹴鞠口伝集 上之本	○	○				C
4	"					" 3の明治7年写	○	○				
5	陽明文庫	1	六〇二	291 206	70	蹴鞠口伝	○	○	○			B→D ... 元禄末以降 近衛家蔵、奥書ナシ (1667~1736)
6	"	1	六〇三			5と同じ内容 蹴鞠口伝抄	○	○	○			B→D ... 5を写したもの
7	天理大学 付属図書館	1	783 427-16	265 200	51	久世家旧蔵 外題 鞠口伝鈔 上巻 上下	○	○	○			B→D
8	"	1	783 427-18	282 215	49	" " 鞠口伝鈔 下巻 上下				○	○	A→C'→E
9	"	1	783 429-1	240 162	53	鳥居大路家旧蔵 内題 政要抄、蹴鞠 口伝集 少々				○	○ 欠アリ	A (記名、年紀ノミ)
10	岩瀬文庫	1	115 23-06	276 200	37	柳原家旧蔵 内題 鞠口伝集上巻上下 刑部卿頼輔卿抄	○	○	○			B→D→J 天明6 柳原紀光娘 紀光印アリ (1786) (1746~1800)
11	大津平野神社	1		295 200	62	難波家旧蔵 外題 蹴鞠口伝集上	○	○	○			B→D→K 宝暦7 難波宗城 花押アリ (1757) (1724~1805)
12	"	1		同上	60	" " 下 (11と1セット)				○	○	A→C' " " "
13	"	1		276 200	95	" 外題 鞠口伝集	○	○	○			B→D
14	"	1		同上	93	" " " (13と1セット)				○	○	A→C'→E
15	"	1		258 190	32枚 帖綴	" 外題 口伝集 上	○	○				C
16	"	1		230 161	21	" " 蹴鞠口伝集 全			○			ナ シ
17	"	1		127 204	56	" " 口伝集下 上下帖				○	○	A→C'
18	"	1		302 205	12	" " 鞠之記				○	一 部ノミ	A→F
19	東山御文庫	1	一七八 三一一四	中	17	" 蹴鞠口伝集頼輔						A→F→G 明暦4 後柏原、後西宸筆 (1658) 後西天皇 花押アリ
20	"	1	一七八 三一一五	中	51	" 蹴鞠口伝集 上下						A→H 永正9 持明院基春 花押アリ (1512) (1453~1535)

6ヶ条は構成上何か特別の役割をもった部分であるかもしれない。

次に上・下巻の内容を一瞥しよう。上巻は翻刻編に見られるように、蹴鞠を行なう適切な季節・時刻・天候、参加者（見證・鞠足）、装束、身仕度、鞠足の立つ位置と順序等の如く、鞠会の準備段階に関わる事項から始まり、次に上鞠の作法、蹴り足の上げ方、一人が続けてキックする鞠数、鞠の高さ、他人へのパス、パスの受け方、自他の鞠の区別、他人への意思の伝達等、鞠会の際の基本的な心得を説く。次にプレーの際の身体の姿勢や動作、足踏（フットワーク）、キック等個人の基本技術に関わる事項があり、上帖末尾から下帖の初めにかけて、三曲（延足、帰足、身に添う鞠）といった高等技術や、懸の木に鞠が懸った時のプレーの要領等応用技術的な事項が並ぶ。蹴鞠の指導書としては合理的な展開である。

しかし71条以下は蹴鞠技法に関するさまざまな箇条が雑然と並べられ、また重複する箇条もある。そして下帖末尾にいたって、鞠が周囲の建物の中に入った時など、特殊な場面でのプレーに関する箇条があり、最後の3ヶ条に鞠会の終局での作法に関する箇条があって終わっている。

全体としては技法に関する箇条が非常に多く、後年の「内外三時抄」や「遊庭秘抄」に較べると、施設、用具、装束、作法に関する箇条が少ない。要するに上巻は技法の手引書という色彩が濃いのである。

下巻については、本文を紹介していないので、参考資料Ⅰによって説明を進めたい。第1条から21条までは懸の木に関わる箇条である。ここではさまざまな種類・形態の木に鞠が懸った時のプレーの要領とともに、懸の木を鞠庭にセットする時の要領が述べられている。22～25条と28条とは鞠の括り（作り）方と鞠の種類に関する箇条であり、26、27条は鞠会の時に鞠を木の枝に結びつけて鞠庭に運び、鞠庭でこれを解く際の作法に関する箇条である。技法的な部分を別として、これらはいずれも鞠会の準備・開始段階で必要でありながら上巻にはなかった事柄である。以下例えば30・31条の見證、32～35条の老足の心得、37の小鞠による練習法、40の数鞠の数え方、77の纏頭、96の会

日のもてなし等、作法、技法に関して上巻の欠を補う箇条が多く、この点では上巻と補完的な関係にある。

しかし下巻が上巻と異なるのは、これらを記述しながらその例として過去の著名な鞠庭や鞠会における故実を示していること、また、下巻箇条の見出しからも読み取りうるように、成通をはじめ成平、忠資、資方、源九ら当代一流といわれた鞠足達の名足ぶりやそれらの人間像、人間関係を記述し、全体として当時の蹴鞠界の様子を描き出すといった内容になっていることである。上巻と下巻とを対比すれば、上巻は技法中心、下巻は故実中心の記述であるといえる。

また下巻末尾で保元以降の後白河院を中心とした何回かの鞠会の模様が描かれ、院の鞠好みや名足ぶりを讃える記述があったり、また古今の名足の名が列举されたりしている。これらは院進粵状にあるように、口伝集が院の命によってその叡覧に供えられるようになったこと、また頼輔が当時蹴鞠界の第一人者として世に認められていたことを示しているのではないと思われるのである。

(3) 伝本の系統

次に前節で内容構成別に分類した各グループの伝本の系統について述べておきたい。

上巻の第一グループ（1、5、6、7、10、11、13）は序及び奥書B・Dを共有している（翻刻編84頁上段10行目～20行目参照）。このグループは甘露寺親長（1424～1500）が文明15（1483）年に上賀茂の神主継平（鳥居大路家）の所持本を借りて書写した本、またはその末本を祖本とする系統の伝本である。因みに、堀部氏は「西行と蹴鞠」中で親長自筆本の一葉の実在を確認している⁽²⁾。継平本は、奥書Bによれば、頼輔の自筆本を書写した師匠（人物不明）の御本を宝治2（1248）年に書写したもの、或はその末本である。

この系統の伝本の中で、1には、奥書Dに続いて弘治2（1556）年の兼智なる人物の花押の据った奥書Iがある。兼智とは、本願寺蓮如の末子順興寺兼智（1497～1564）、字は実従のことであろう。奥書の花押は『本願寺文書』（昭和51年、柏書房刊）所収、照蓮寺明応宛実従書状の花押と符合するので、奥書の弘治2年は信用に足るものとしてよい

と思われる。

5は奥書はないが、陽明文庫の名和修氏によれば、近衛家熙（1667～1736）自筆の写本である。家熙独特の筆癖から判断して、元禄末以降の書写と思われる。6は5を写したもので、家熙の筆跡によく似ているが別人の筆である可能性もあるとのことである。二本は内容的には殆んど変わらず、本文中の注や行間の書き込みも同じである。

10は天明6（1786）年に飛鳥井雅威の所持本を柳原紀光が借り、娘嘉久子に書写させたもの。11は宝暦7（1757）年、難波宗城自筆の書写本である。2は奥書Dを有していないけれども、字体が新しく、内容的に見ても、親長本の系統と考えてよいであろう。

この系統の伝本中、書写年次が本奥書に見える甘露寺親長の時代に最も近いのは1である。また1は同系の他の伝本に較べて文意がよく通り、誤字や脱落が少いと思われる。このようなことから、1が上巻の伝本中では最も善本であると判断し、翻刻のテキストとした。

第二のグループは上巻下帖を欠いており、上帖目録と本文との間に口伝集の書写・分巻の経緯を示した文章C（参考資料Ⅱ-C参照）が挿入されているのが特徴である。Cによると、この系統の本は宝治2年に頼輔の自筆本を書写した上・下二巻を（この記述は親長本の奥書Bと矛盾する：筆者注）、弘安3（1280）年に更に四巻に分けたものを祖本とする伝本である。Cの後半部分は難字で判読し難く、わずかに本文と目録との祖本が違うものであるらしいこと以外には文意がつかめない。15は3或はその末本からの書写であるとみえて、C中の判読し難い部分を「本ノマヽ」として転写している。3がこのグループでは最も古い伝本のようなのである。

この系統の祖本は親長本とは別系統のようである。親長本系の第1、15、32、38条に見られる欠落部分は3によって補うことができる。口伝集上巻の内容をより正確に知るためにも、またこの系統の本の伝世関係を明確にするためにも、下帖が発見されていないことが残念である。

下巻は、伝本の点数は少ないけれども、8・12・14・17の一グループと、9および18の三つの系統

に分けられる。第一のグループはA即ち頼輔の院進粵状と奥書C'とを共有する。院進粵状は、参考資料Ⅱ-Aの通り、寿永2（1183）年4月18日付の頼輔の記名がある。蹴鞠好きでしかもこれに堪能であつたらしい後白河院の命によって、それまで撰じたまま秘蔵していた蹴鞠口伝集を覧覧に供えるにいたった旨が述べられている。従三位であつた筈の頼輔の位が「従二位」と記されているのは釈然としないが、一応これを額面通りうけとれば、序文の末尾で「終篇の期無し」としている口伝集の終篇の期は寿永2年であつたことになる。

奥書C'はCと同類であるが、その後半部分がなく、宝治2年の書写、弘安3年の分巻の次第を述べるにとどまっている。8、14のC'に続く奥書Eは注目に価する。これによると8、14の祖本になっている法印なる人物の書写本の祖本は四巻本で、その各巻軸に飛鳥井雅親（1416～90）法名栄雅の判があつたという。法印本の祖本は栄雅の自筆本或は所持本であつた。飛鳥井家は当時実質的に唯一の蹴鞠道家であつた筈である⁽³⁾。12は11と同筆、同装丁であり、宝暦7（1757）年に難波宗城が上・下巻（但し異系統の伝本）を合わせて自ら書写したものである。奥書Eを欠いているけれども、虫食い箇所が8と全く同じであるので、同系統と考えてよいであろう。

9は既述の通り構成、内容から見て上記のグループと別系統の伝本であろうと思われるし、頼輔の母方の実家である鳥居大路家の旧蔵本であるので注目しなければならないが、奥書がなく、書写年代や伝世関係がわからないのが惜しまれる。

18はAと後柏原院の明応9（1500）年の奥書Fとを備えている。奥書の共通性から判断して、19がその祖本かもしれないが、19の内容を見るまでは判断を控えたい。18は9で構成上口伝集の外におかれていた部分のみを書写したものであり、将来下巻の本来の姿をとらえる一つの手がかりになるかもしれない。

以上管見の範囲で蹴鞠口伝集の伝本の系譜を概観してきた。ここで注目したいのは、蹴鞠口伝集には同一の系統で上・下巻揃つた伝本がないことである。この点は現存の口伝集上・下巻が13、14世紀に存在した口伝集と同じ姿であるのかどうか

という疑問を抱かせる根拠の一つである。難波家旧蔵の11・12及び13・14の2セットがそれぞれ同一筆、同一装丁であるが、これらも上巻は親長本系、下巻は栄雅本、或は法印本系からの書写で、この二つを合わせてワン・セットとしたものである。CとC'との類似によって、3が上巻では栄雅本の系統の本かと思われるが、今のところ推測の域を出ない。

また、もう一つ注目したいのは、これまで見てきた伝本中下巻末尾の一部のみを伝えている18を除いて、書写年代が一部でも知れるものはすべて宝治2年の書写本の末本である。奥書Bでは頼輔の自筆本はこの時点で既に焼亡していたことになっており、C、C'ではこの年に自筆本から書写したことになっていて、どちらが真実を伝えているのか判然としない。いずれにしても宝治2年より古い伝本の系統をひくものはないのである。

ところが20は奥書Hによると、後京極摂政（九条）良経（1169～1206）の真蹟の本を祖本としているという。良経は兼実の二男であり、兼実と頼輔の関係からして、蹴鞠口伝集が良経の目にふれることは考えうべきことである。また良経は能書家でもあった。

奥書Hの主、左衛門督藤末葉とは持明院基春（1453～1535）であって、彼も跡の絶えた世尊寺家流に代って朝廷の書役を勤めた程の能書家であった。もしHが正しければ、20は当然宝治2年よりも古い書写本を祖本とするものであることになる。また51丁と量的にも大部であるので、内容が豊富であることを期待しうる。院進粵状を備えているところからすると、20は下巻である可能性が高いが、既述のものとは異系統の伝本として注目されるところである。

3 蹴鞠口伝集上巻の登場人物について

(1) 登場人物一覧表

頼輔が口伝集上巻中で具体的に名をあげて、その言説や行為等を引用している人物は、頼輔自身を除いて45人である。これらの人物の氏名、口伝集上巻での登場回数、影響関係等を示したのが次表である。

登場回数の中には当該人物の口伝や行為（プレ

ー、マナー等）が教えとして引用されている場合と、単にある場面、例えば鞠会、に参加者として名を連ねているのみの場合とがある。概して後者の場合は登場回数が少ない。なお、回数の算定に際して同一場面で同一人の名が複数回出現する場合には、これを一回と数えた。

登場回数欄Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの分類は次の通りである。Ⅰは頼輔が直接当該人の言動を引用したもの、文中では「○○云……」或は「○○は……」と表現されている。Ⅱ、Ⅲは俗にいう「マゴびき」「ヒマゴびき」であって、頼輔と当該被引用者との間に1人乃至2人の人物が介在する場合である。文中ではそれが口伝であれば、Ⅱは「○○云××説云」、Ⅲは「○○云××云△△説云」のように表現される。

影響関係欄は当該人物の言動が誰に引用されているか、換言すれば誰に影響を与えているかを示した欄である。Ⅰは頼輔の直接引用であるから欄を設けていない。Ⅱ、Ⅲはそれぞれ登場回数欄のⅡ、Ⅲと対応する。Ⅱの欄で(X)－Zとある数字(X)は人物を示し、第2表最左列の人物番号と対応する。Zは引用（登場）回数である。回数が1回だけの場合には単に人物番号のみを示した。Ⅲ欄は間に2人が介在する、所謂ヒマゴびき、の場合であるから、(X・Y)－Zのように表記した。当該被引用者をAとすれば、Ⅱの場合にはA→X→頼輔の順で、Ⅲの場合にはA→Y→X→頼輔の順で影響関係があることを示す。これによって蹴鞠の故実・技法伝達の系路を読みとりうるであろう。

なお、登場人物の配列はⅠ、Ⅱ、Ⅲの順に回数が多い順序とした。また氏名、生・没年（1000年の桁を省略してある：筆者注）、官・役職、出自等は主として「尊卑分脈」、「公卿補任」、「賀茂社家系図」（『神道大系』所収）と口伝集上・下巻とによったが、その他によった場合には備考欄にその出典を示した。

(2) 主な登場人物について

藤原成通、口伝集成立に最も強い影響を与えているのは同集中で「式云」「師説云」「拾遺（侍従のこと；筆者注）納言云」等で引用されている正二位侍従大納言藤原成通である。式とは現存していないが、蹴鞠口伝集序で彼の作としている「蹴

第2表 蹴鞠口伝集上巻登場人物・関係一覧

選者藤原(難波)頼輔(1112~1186)
 従3位刑部卿, 忠教男, 母賀茂成難女,
 鞠: 成通弟子, 難波・飛鳥井家祖

人物 番号	人 名	口伝集中での 呼 称	登 場 回 数				影 響 関 係		氏	在 世 生年/没年	備 考
			全	I	II	III	II	III			
1	成 通	式	36	36	0	0			藤原	097/162 ~68	正2位侍従大納言, 宗通四男, 顯季外孫, 鞠成平弟子・頼輔師
2	源 九	拾遺納言, 師	119	149	0	0			源		三十ヶ条式作者 藤原長実の小舎人童, 出家法名蓮実
4	成 平		41	10	30	1	(1)・(2)-25, (5)-3 (2), (3)	(24・22)	賀茂	081/136	賀茂神主(132/136)成難男, 頼輔母の兄弟, 鞠盛長弟子・成通師
5	家 平		7	6	1	0	(24)		"	103/177	" (174/177)成平男
6	景 忠		7	6	0	1		(1・27)	小野		野所衆, 資方男, 忠資孫
7	西 行		5	5	0	0			佐藤	118/190	佐藤義清, 左衛門尉, 鳥羽院北面, 出家(140), 母は清経女
8	光 親	八条(冠者)	6	5	1	0			源		清和源氏, 八条院判官代(?)
9	行 元	紀二(次)	4	4	0	0			紀		白河院所衆, 行正男, 行長父
10	実 経		6	4	2	0	(2)-2				
11	資 方	野五	15	2	12	1	(1)-3, (2)-3, (3)-2, (6)-4	(1・27)	小野		左京進, 忠資男
12	頼 長	宇治左府	1	1	0	0			藤原	120/156	左大臣, 忠実二男, 忠通弟
13	忠 教	先人	1	1	0	0			"	076/141	権大納言, 師実男, 頼輔父, 難波家始祖
14	家 保	修理大夫	1	1	0	0			"	080/136	参議, 顯季二男
15	教 長		1	1	0	0			"	108/180	" , 忠教男, 頼輔兄, 出家法名親運・配流(156)
16	忠 基		1	1	0	0			"	101/156	権中納言, " , "
17	有 賢	宮内卿	1	1	0	0			源	070/139	宇多源氏, 宮内卿, 政長男, 忠基の妻の父
18	保 説		1	1	0	0			藤原		摂津守, 家保四男
19	保 成		1	1	0	0			"		美濃守, " 五男
20	家 房		1	1	0	0			"		左衛門佐, " 六男
21	清 則	前馬助	1	1	0	0					馬允, 師実家侍 (殿曆)
22	政 平		1	1	0	0			賀茂		片岡頼宣, 成平男, 家平弟
23	仲 隆	四条宮勾当	1	1	0	0			藤原		忠実家勾当, 别当, 仲実男 (殿曆)
24	幸 平		1	1	0	0			賀茂	142/214	賀茂神主(202/214), 家平男
25	頼 政		1	1	0	0			源	104/180	清和源氏, 号源三位, 備後守
26	為 通	少将	1	1	0	0			藤原	112/154	参議, 伊通男, 成通甥, 成通養子泰通実父, 鞠成通弟子
27	顯 季	大式, 都督, 修理大夫	12	0	12	0	(1)-9, (2)-1, (8)-2		"	055/123	修理大夫, 太宰大式, 成通外祖父, 長実・家保父
28	長 実	与州, 伊与守	10	0	9	1	(1)-6, (2)-3	(4・30)	"	075/133	権中納言, 顯季長男, 美福門院父
29	近 実		8	0	6	2	(2)-3, (3), (9)-2	(1・27)-2	安藤		左衛門尉
30	盛 長	淡路入道	6	0	4	2	(2)-3, (4)	(2・4), (1・27)	源		醍醐源氏, 淡路守, 白河院藏人, 師実家司, 鞠成平の師
31	清 経	監物	3	0	3	0	(1), (2), (3)		"		監物, 白河院滝口所衆, 西行外祖父 (梁塵秘抄口伝集)
32	有 仁	花園左府	3	0	3	0	(2), (4), (21)		"	103/147	左大臣, 後三条孫, 輔仁親王男, 119賜姓
33	忠 資	野監物	9	0	2	7	(6), (11)	(1・11), (2・11)-2 (1・27)-2, (3・31)-2	小野		監物, 資方父
34	経元(基)		2	0	2	0	(3)-2				
35	隆 経		2	0	2	0	(3)-2				
36	忠 通	法性寺入道	1	0	1	0	(2)		藤原	097/164	摂政・関白(121/158), 忠実男
37	忠 隆		1	0	1	0	(2)		"	103/154	大藏卿, 基隆男
38	成 実		1	0	1	0	(3)				
39	盛 実		1	0	1	0	(3)				
40	寮頭入道		1	0	1	0	(1)				
41	白河院		2	0	0	2		(1・27)-2		053/129	在位(072/086), 院政(086/129)
42	末 遠		1	0	0	1		(1・27)			内所衆一膳(112)
43	実 任	源太	1	0	0	1		(1・27)			
44	重 任	馬大夫	1	0	0	1		(1・27)			
45	行 宗		1	0	0	1		(1・27)	源	064/142	大藏卿, 三条源氏, 基平男, 成通養子有通の父
46	清 兼	玄蕃二郎	1	0	0	1		(1・27)			

鞠三十箇条式」である。表の中では式成立に関わる影響関係を明確にするために、とくに成通の他の説とは別に欄を設けておいた。

式を含めて成通の登場回数は155であって圧倒的に他を引離している。このことから頼輔が序で「予庭上受訓」と述べた成通との師弟関係が読みとれる。成通の人物像については今鏡によく描かれている⁽¹⁾。また、成通と式については拙稿「蹴鞠道家成立以前の蹴鞠の様態⁽²⁾」で報告したので、詳細はそれに譲ることとする。

「古今著聞集」第412段⁽³⁾で頼輔が語っている賀茂成平と成通との師弟関係は、この表からも読み取れる。成通は十六・七歳の頃、成平に上達の秘訣は常に鞠を好むことであると教えられて、2000日間鞠を続けてプレーし、のちに鞠聖と呼ばれる域に達したという。この話は「蹴鞠簡要抄」(群書類従本)の末尾に見えるが⁽⁴⁾、蹴鞠口伝集下巻49条にも収められている。

口伝集上巻では成通は当然成平を最も多く引用している(25例)のであるが、この中で式への引用はわずかに1例にしか過ぎない。これに対して登場回数の絶対量が少ない顕季が9、長実が6で、式への影響は成平をはるかに上廻っている。これは式が上臈のための鞠式であったことを物語っているのではないと思われる。なお、表中成通の没年を1162から68年の間としたのは井上宗雄氏の説によった⁽⁵⁾。

源九 次に多いのは45回の源九なる人物である。序によれば、彼は成平の次の世代の名足であったが、口伝集成立の時には既に遁世していた。口伝集下巻70条によると、彼は藤原長実の小舎人童をつとめていて、幼い頃から鞠を好み、裸足で鞠を蹴っていたという。身分の低い出自であったらしい。また「革翳要略集」では、彼は昔源九基経といい、出家して法名を蓮実と名乗っていたとされる⁽⁶⁾。

上巻62条によれば、彼は「躍り上って空にて返る」、今日流にいうとオーバーヘッドキックを思わせる「とんばう返り」という難技を得意技としていた。成通が「躍り足は品なき也」(上巻63条)として危険な技を好まなかったのに較べて、地下の野性味を感じさせるプレーをしていた。下巻84

条では景忠が彼を評して「源九は上手なれども鞠の様を知らぬ也」と言い、その理由は下臈は鞠会で上臈を立てるように控え目に振舞うのが作法であるのに、それを知らないからである、としている。また表の中で源九が引用している人物は地下の鞠足と思われる人々が殆んどである。これらから考えると、当時の蹴鞠の世界には上臈達の鞠とは異った地下の人々の野性的な鞠があったことが推測される。源九はその代表者であったであろうか。

賀茂成平 成平は藤原忠実の日記「殿暦」中で「成平鞠神妙也」(長治2年2月26日条)と絶賛された人物である。白河院の鳥羽殿での鞠会や、忠実の高陽院邸での鞠会が盛んであった12世紀初頭の蹴鞠界で活躍していた。既述のように彼は成通の鞠の師であり、また頼輔にとっては母方の伯(叔)父であった。このような関係は表での登場回数の内訳からも読みとりうる。即ち41回中頼輔の直接引用が10回、成通が25回、残り6回のうち5回は子或は孫である家平、政平、幸平によるものである。残る1回は藤原忠通の少年時代の鞠会で、成平が忠通のプレーを常に妨げないように巧みにバックアップしていた情景を忠実家の勾当仲隆が語ったものである。(上巻91条)

成平が甥の頼輔に鞠を懇切丁寧に教えていた様子は、口伝集上巻15、16条によく描かれている。頼輔の鞠での成功は、成通の教えもさることながら、母方の賀茂社家の血に由来する素質と、成平・家平の指導に負うところが大きかったであろう。

直接引用回数が多い人物の中で、景忠については、資方、忠資とともに、忠資のところで一括して触れることにしたい。その他で注目されるのは西行と行元である。

西行 いうまでもなく歌人の西行である。彼は上巻26、165、166条で集中的に登場する。これらの箇条は鞠会の開始及び終了時の作法に関する箇条である。彼は名足であると同時に、故実に詳しいとされていたのであろう。

行元 紀行元である。「尊卑分脈」では彼は鞠足と傍記されている。紀氏は当時代々鞠足を輩出していた。彼の子行長も鞠足であった。口伝集下巻109条によると、保元4年3月晦日頃高松殿で

鞠会があり、「名をえた者ども」が召された。行長（内舎人）もその中の一人であった。この会には既に60歳をこえた晩年の成通（この年秋出家）が見證として参加していたが、会後の評で成通は「行長はわるながら道の者にてはありけり、行元が事を見てあはれ也」（下点筆者）と頼輔に語ったという。紀氏の人々は鞠の道の者と考えられていたのである。

実経、光親 この二人の出自についてはよくわからない。実経は成平と同じ頃活躍していた人物であって、木の上に留ってしまった鞠を礫で打ち落すのを得意としていたという（下巻82条）から、やはり身分の低い出自だったであろう。光親は八条冠者或は八条と呼ばれているところから推測すると、大和源氏頼親の五世の裔の八条院判官代の光親であろうか。（尊卑分脈による）

藤原顕季・長実 II以下に属する人物の中ではまず顕季・長実父子に注目したい。六条修理大夫顕季が乳母子の関係で白河院の第一の寵臣であったことは有名であり、その長男長実もやはり寵臣の一人であった。顕季の娘は大納言宗通の妻であり、成通の生母である⁽⁷⁾。第二表に見られるように、成通の三十箇条式には顕季親子の影響が顕著に見られる。また口伝集に対しても成通を通して間接的に影響を与えている。

井上宗雄氏によれば、顕季は「一芸に秀でるという型ではなく、諸芸に興味を有して或る域にまで達し、随時子孫に伝える事に関心があったらしい」、また「鞠にも一家言を有していた」⁽⁸⁾、ということである。

口伝集下巻（2、76条）では、成通と景忠がそれぞれ、顕季は若い頃鞠を好み、鞠の季節である三月には、彼が尊重寺の懸に行き鞠会を開かないことは、月に3日となかったと言っているの、若い頃には相当鞠に凝っていたらしい。上巻26条の白河天皇時代の内裏鞠会は「水左記」承暦4（1080）年3月15日条に見える南庭樹下鞠会と同一の会かもしれない。この当時彼は20台半ば頃の年齢だった筈である。

長実も、他の才能は兎も角として、鞠では相当の名足だったようである。しかし顕季の鞠の流れは男子の系統ではなく、外孫の成通を経て頼輔へ

伝わり、やがて公家鞠としての蹴鞠道成立に結実したことになる。

小野忠資、資方、景忠 前記内裏鞠会の時、当時名足として聞えが高かった筈の源盛長をさしおいて、当座第一の故に上鞠（キックオフ）を命ぜられたのが小野忠資であった。口伝集序でも彼は成平と並んで近き世の達人とされている。資方も成平とは鞠仲間で（下巻78、79条）、すぐれた鞠足であった。忠資、資方、景忠の関係については、第二表の影響関係欄でも、この3人が何らかの縁者であるらしいことが推測される。下巻63条には「景忠云父祖忠資、資方の時には……」の一節があり、同98条には成通が、資方は若い頃野五と呼ばれていた、と語っており、また序には「小野忠資次有野五云者教子相継」となっている。これらを合わせると、忠資、資方、景忠は父、子、孫の関係であったと思われる。彼らも身分は高くはなかったらしいが、内裏鞠会に見られるように顕季の蹴鞠グループに属しており、成通も度々彼らの説を引用している。彼らは源九とは違って上臈を混えた鞠会における下臈のマナーを心得た鞠足であったらしい。上鞠役を辞して上臈の盛長に譲った忠資の内裏鞠会における態度がそれを物語っている。

近実 身分は低かったが、上巻63条にあるように源九も認める名足であった。また同31条によると、彼も顕季が尊重寺の懸で鞠に凝っていた頃のメンバーの一人だったようであり、また内裏鞠会にも名を連ねている。

盛長 源盛長が名足であったことは今鏡の中で、京極関白師実（1042～1101）が「盛長淡路守といひしを、ことのほかにほめさせ給」⁽⁹⁾うた、ということ知られている。口伝集序でも達人の一人にあげられ、「古今著聞集」では成平の鞠の師とされている⁽¹⁰⁾。「成通卿口伝日記」によると、成通の時代には既に老いて見證を務めるだけになっていたらしいが、成通の10歳の時のプレーを見て、その将来を予言した人物である⁽¹¹⁾。

有仁 彼は後三条天皇の第三皇子輔仁親王の長子であり、元永2（1119）年賜姓、源有仁となった。今鏡では彼は容姿、才能ともにすぐれた光源氏を思わせる人物として描かれている。政界でも

重んぜられていたようで、久安3(1147)年春、彼が末だ45歳の若さで病を得て出家(間もなく薨去)した時には、藤原頼長が「宮家失良臣」と慨嘆したといわれる⁽¹²⁾。

口伝集序では彼も盛長と並んで達人の一人とされている。上巻では有仁の言動は鞠の技法に関することに3例、間接的に引用されているに過ぎないが、下巻では重要な場面で頼輔が2回直接に引用している。

その一つは下巻88条である。原文を紹介すると、「花園左府示給、舞台に楽調めて舞の立たるに、鞠の上手共廻りて各振舞たる様態は、舞に劣りても思えぬ事也云々」。他の一つは同57条の末尾で「…彼卿(成通:筆者注)上なき上手也、成平逝去、源九出家、悪き所身つきて此道無興にて思たりつるに、始て汝(頼輔:筆者注)見つけてなを道は絶えざりけると思えて悦ばん、当時の独歩也、其興難伏云々」とある。前者は芸能としての鞠を舞と同等のレベルのものとして評価しようとしたものであり、後者は鞠における成通の後継者、即ち現在の第一人者が頼輔であることを明言したものである。

これらを、次節で述べる成通・頼輔系の人脈の外にあって、しかも臣下として登場人物中最もステータスが高い有仁という貴人が語っていることは注目に価する。口伝集撰集の時機や動機を考えるのに重要なポイントとなる。

(3) 蹴鞠口伝集の人脈

口伝集の登場人物を通覧すると二つのグループが浮かび上る。その一つは言うまでもなく撰者頼輔を中心にして、彼の父方藤原忠教の一族と母方の賀茂社家成平一族とで構成されるグループである。他の一つは成通を中心として成通の父方の一族と母方の藤原顕季一族とのグループである。そしてこの二つのグループを結びつけているのは成平-成通-頼輔の蹴鞠における師弟関係であった。これを図にしてみると次の通りである。(数字は登場回数を示す)

図で明らかのように、口伝集成立に影響が大であったと思われる人物は殆んどこの中に入ってしまう。登場回数が比較的多くて、この中に入っていないのは忠資一族と近実であるが、既述のよう

に彼らは顕季、成通らと関係が深かったと思われる。

伝本8によって口伝集下巻の登場人物・登場回数を概観してみると、鞠会の状況を描写し、また貴人の言動によって故実を権威づけてゆくといった記述法によって、下巻においては成通への一極集中の傾向はやや弱まっているものの、上記両グループが下巻中で占める位置は依然大きい。

当時宇多源氏の一流である大納言時中(942~1001)の系統も代々鞠足を輩出していたが、彼らの中で口伝集上巻に登場してくるのは頼輔の兄忠基の妻の父であった宮内卿有賢ただ一人であり、それも163条の管弦の場面への登場である。また有賢の子孫である資賢(1113~88)、通家(1133~68)、雅賢(1148~92)らも口伝集下巻に登場するが、彼らも鞠会のメンバーとして名を連ねているのみであって、蹴鞠道の故実や技法に影響を与えるような立場で登場しているわけではない。

つまり、人脈から見ると、頼輔が口伝集の中で先達としているのは成平-成通-頼輔によって結ばれる二つのグループの範囲を出ないのであって、これが後世の蹴鞠道の源流となっているのである。

付記 平成2年度科学研究費一般C(02680098)による研究は、桑山浩然(東京大学史料編纂所教授、渡辺正男(同所助手)及び筆者(研究代表者)の3名によって行なわれた。このほか蹴鞠史料調査に際して、針生邦男(東京大学史料編纂所技官)、井上洋一(東京大学教養学部助手)両氏のご協力を得た。また、本稿の作成にあたっては桑山浩然教授の懇篤なご教示を得た。以上を付記し、これら共同研究者ならびに協力者の方がたに感謝の意を表する次第である。(渡辺融)

注と引用文献

1

- (1) 井上宗雄 平安後期歌人伝の研究 昭和53年
笠間書院 421～437頁
- (2) 玉葉 承安五年四月五日
- (3) 同上 安元二年三月五日
- (4) 桜井秀 本邦蹴鞠史考 時代と風俗所収 昭和6
年 宝文館 243頁
- (5) 堀部正二 西行と蹴鞠 中古日本文学の研究所収
昭和18年 445～456頁
- (6) 村戸 弥生 鞠道家創設前後の蹴鞠史・上 金沢
大学国語国文学15号 平成2年2月 37頁
- (7) 井上宗雄 前掲書 423～424頁
- (8) 玉葉 寿永二年四月十日
- (9) 村戸弥生 「成通卿口伝日記」成立の背景 金沢
大学国語国文学 14号 平成元年二月 16～18頁
- (10) 熊倉功夫 内外三時抄解題 古道集一 天理図書
館善本叢書72-1所収 八木書店 昭和61年 4頁
- (11) 内外三時抄 古道集一(前掲)所収 3～329頁
- (12) 同上 8頁
- (13) 拙著 懸りの木に関するスポーツ史的考察 スポ
ーツ史研究第3号 平成2年3月 スポーツ史学会
9, 12頁
- (14) 井上宗雄 中世歌壇史の研究・南北朝期 明治書
院 昭和40年 40～41頁
- (15) 拙著 前掲論文 5頁
- (16) 遊庭秘抄 群書類従巻第355所収 続群書類従完
成会本第19輯 昭和62年 422頁～447頁

2

- (1) 一昨年発表した拙著「蹴鞠道家成立以前の蹴鞠の
様態—成通卿蹴鞠三十箇条式を中心として」(体育
学紀要第23号 東京大学教養学部 1989年3月 3
～17頁)の段階では、未だ下巻の存在を知らなかった
ために、誤って上巻の上・下帖がそれぞれ上巻・下
巻にあたると考えていた。これを訂正したい。なお、
下巻には式からの引用は6ヶ所ある。そのうち1ヶ
所「松かかりの事」下巻第9条は蹴鞠簡要抄中の式
引用文と一致し、「女房見證事」下巻第30条と「案
内しらぬ僧見證日事」下巻第31条とは部分的に遊庭
秘抄中の式引用文と一致する。他の3ヶ所、「大樹本
事」下巻第5条、「平枝より流鞠事」同条14条、「旧
老鞠足事」同34条は式引用文としては他の書にない
ものである。
- (2) 堀部正二 前掲書 446頁

- (3) 享徳二年晴之御鞠記 別名雲井の春 群書類従巻
第353所収 続群書類従完成会本第19輯 昭和62年
386～387頁

3

- (1) 今鏡 藤波の下 雁がね 竹鼻續全訳注 今鏡中
昭和59年 講談社 485～515頁
- (2) 拙著 前掲注2-(1)参照
- (3) 古今著聞集 永積・島田校注 日本古典文学大系
84 岩波書店 昭和42年 329頁
- (4) 蹴鞠簡要抄 群書類従巻第354所収 続群書類従
完成会本第19輯 昭和62年 421頁
- (5) 井上宗雄 前掲書注1-(1)と同じ 241頁
- (6) 革笏要略集 宮内庁書陵部所蔵 巻第二威儀・破
子事
- (7) 角田文衛 平安の春 朝日新聞社 1983年 116
～117頁
- (8) 井上宗雄 前掲書注1-(1)と同じ 94, 95頁
- (9) 今鏡 前掲竹鼻續全訳注 今鏡中143, 144頁
- (10) 古今著聞集 前掲注3-(2)と同じ
- (11) 成通卿口伝日記 群書類従巻第354所収 前掲注
3-(4)と同じ 403頁
- (12) 今鏡中 竹鼻續全訳注 前掲書 239, 240, 300
頁

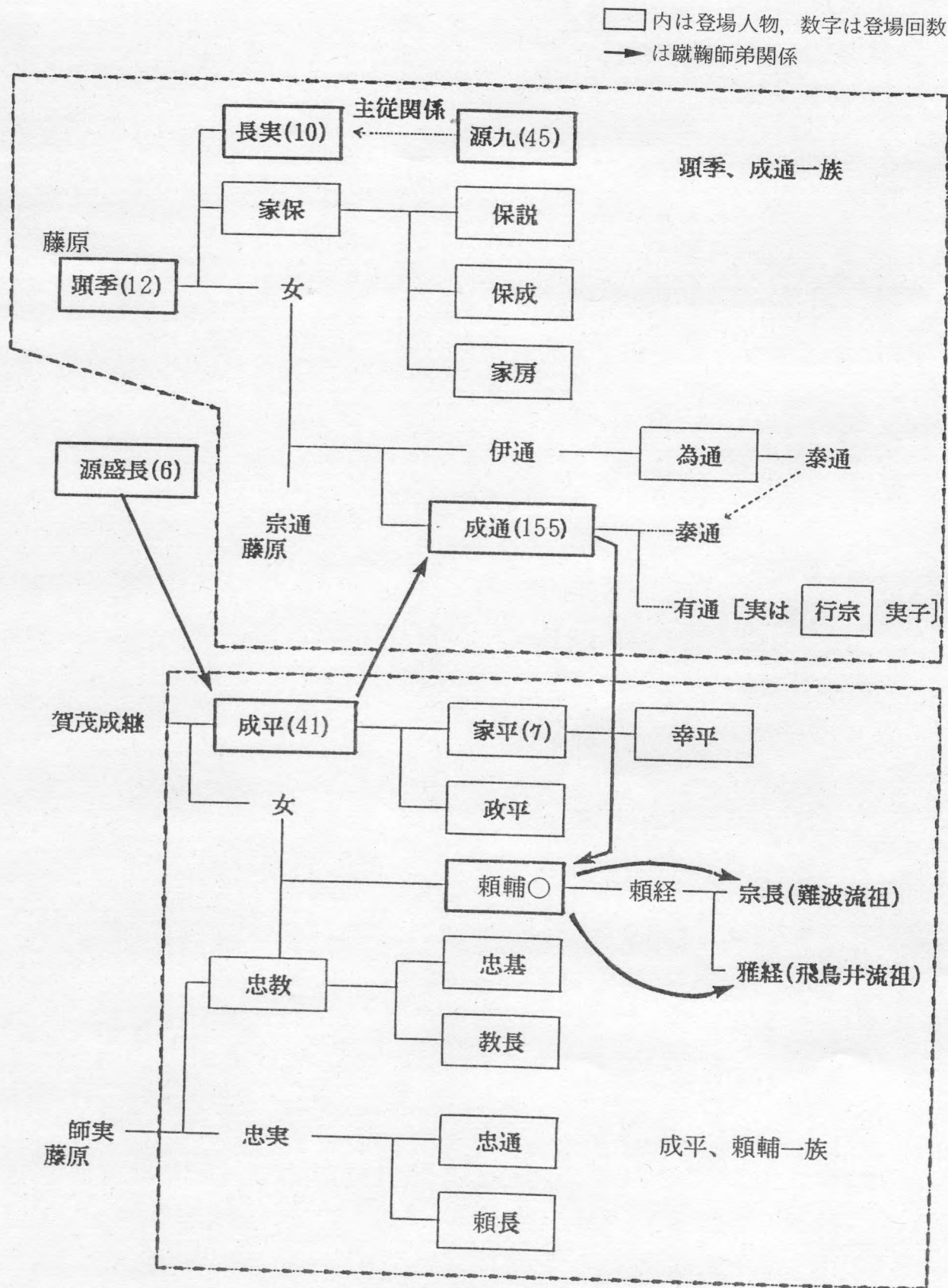
参考資料 I 蹴鞠口伝集下巻箇条目録

史料8 (天理大学付属図書館所蔵 783-イ
27-18) より

下巻上帖

1 懸事, 2 同名所事, 3 切立事, 4 榎木
棕本事, 5 大樹本事, 6 若木本事, 7 老木
事, 8 桜木事, 9 松懸事, 10 柳懸事, 11
太枝多所事, 12 太枝本事, 13 平木本事, 14 平
枝ヨリ流鞠事, 15 横枝本事, 16 若枝事, 17
繁枝下事, 18 本繁樹外ニ出鞠事, 19 切株事,
20 本院懸事, 21 尊重寺懸事, 22 鞠本様事,
23 同寸法事, 24 鞠括様事, 25 緒寸法事, 26
鞠付枝事, 27 解取事, 28 燠鞠事, 29 禁中布
衣事, 30 女房見證事, 31 僧見證事, 32 老足
事, 33 忠資老後事, 34 旧老足事, 35 自称事,
36 資方鞠遣事, 37 内々小鞠用事, 38 晴日鞠
長オトス事, 39 空足上事, 40 五十為数事, 41
鞠庭中不通事, 42 不謗人事, 43 休鞠吉成事,

図1 蹴鞠口伝集主要登場人物家系略図



44 不得日事, 45 実経急入事, 46 人ニ吉見思事, 47 鞠落テ逃事, 48 重任数鞠逃事, 49 常好ベキ事, 50 人ニ向ザマニ不寄事, 51 鞠踏テ倒事, 52 自縁流出鞠事, 53 岸上落鞠事, 54 尻オドリ事, 55 鞠懸ニ上テ見事, 56 成平老足後事,
下巻下帖

57 鞠武士可好事, 58 人ヲ倒事, 59 大納言鞠無上事, 60 清経上日事, 61 忠隆不劣大納言事, 62 成継纏頭事, 63 鞠足賞スル事, 64 長者大君ト云事, 65 長者事, 66 雅光鞠事, 67 不可飲水事, 68 蹴鞠隠居事, 69 成平連延足事, 70 源九徒跣事, 71 梨木懸事, 72 車宿鞠事, 73 清兼独鞠習事, 74 酒飲不飲事, 75 依会所兼着韆事, 76 毎日会事, 77 纏頭事, 78 成平鞠落事, 79 同人付看テ入事, 80 有数鞠時実任逃去事, 81 留樹鞠打事, 82 実経打鞠上手事, 83 式部卿宮鞠事, 84 景忠難源九事, 85 鞠魔事事, 86 可聞人謗事, 87 鞠劇事, 88 鞠不劣舞事, 89 拾遺納言事, 90 鞠結願事, 91 夏鞠時帷冷事, 92 鞠足韆隨身事, 93 資方鞠事, 94 実経打落梢ニ留鞠事, 95 上手会時数不上事, 96 会日甘海苔冷汁事, 97 源九刮履事, 98 資方清兼事, 99 不可当鞠於先達事, 100 躍足破簾事, 101 鈎金懸事, 102 成平不落鞠廻殿事, 103 依延足成平給馬事, 104 顕季卿参宇治事, 105 御賀上鞠事, 106 本文事, 107 古今上手事, 108 帝王御蹴鞠事, 109 太上天皇御蹴鞠事, 110 大納言申御会事, 111 雲分御会事

以上111箇条

注1) 箇条の順序は本文の順序にしたがった

2) 箇条の表記法は目録にしたがったが、濁点を付し、文字はできるだけ通用の文字を使用した。

参考資料Ⅱ 蹴鞠口伝集諸伝本の奥書等

Ⅱ-A 院進粵(奥)状(伝本8より)

12. 19. 20

右口伝集者先年撰之、深納宮底不出閫外、而自有風聞、応上皇召是、則総被賞諸芸之至、別御長此道之故也、人哢有憚、雖不能他見、王事靡黙、遂所備叡覽也、啻非表當時之嘯呼、兼亦招後代之誹

謗者歟、不及披露去(者)所望可足而已
12. 19. 20

寿永二年四月十八日

從二位行刑部卿藤原朝臣頼輔
三歟12

Ⅱ-B 翻刻編 84頁上段10行目~15行目参照

Ⅱ-C (伝本3より)

此書本上下二卷也、而大卷間有煩、仍分四卷、宝治二年以頼資卿自筆本書写之、其子細注奥、而弘安三年三月分四卷之時、覚伊阿婆梨所持本可校○字○○○仰候処、以彼本○○不可然事也、彼○本也、是者以定○入道頼資卿自筆書之正本也、○○事不可被指南也、表紙目六者以彼本書之

Ⅱ-C' (伝本8より)

本伝 宝治二年以頼輔卿自筆之本写之、此本初雖為上下二卷、依卷軸大弘安三年三月分作四卷

Ⅱ-D 翻刻編 84頁上段16行目~20行目参照

Ⅲ-E (伝本8より)

以相伝之本写之、件本四卷也、每卷軸在飛鳥井前大納言雅親卿法名栄雅御判、於此本之判形者令透写畢

法印 判

Ⅱ-F (伝本19より)

右不慮一読之間、頃刻馳筆、灯下朦朧、不顧字形之異様、不可外見而已

明応第九二月十六日

Ⅱ-G (伝本19より)

此一冊後柏原院宸翰也、自反古之中撰出之、刑部卿頼輔蹴鞠之口伝集也、喜悦之余不足之分以類本馳惡筆補之、後見尤可恥而已

明暦第四仲夏下旬

(花押)

〔後西天皇の花押あり〕

Ⅱ-H (伝本20より)

右写本者後京極撰政良経公真蹟也、尤可比於蘭亭帖者乎、而慕芳躅為類本横秋蛇、後見之嘲呼可

恥々々、可悔々々、可禁外見而已、

永正七年春三月 左衛門督藤末葉（花押）
〔持明院基春の花押あり〕

Ⅱ－Ⅰ 翻刻編 84頁上段21行目～下段2行目参照

Ⅱ－Ⅱ（伝本10より）

右以侍従三位雅威本，命娘嘉久子令書写了，尤可
秘藏

天明六七九 正二位 藤原 〔印〕
〔柳原紀光の印あり〕

Ⅱ－Ⅲ（伝本12より）

這蹴鞠口伝集四卷，先祖刑部卿頼輔卿所令撰給，
而最為当道之龜鑑者也，然其書頗有伝写之失誤，
故今以類本考訂之，且馳秃筆畢，至々子々孫々深
藏于函底勿出闕外，穴賢々々，

于時 宝暦第七歳霜月中浣 正二位藤原（花押）
〔難波宗城の花押あり〕

注1) 文字はできるだけ通用の字にあらため、
読点を付した。

2) 伝本番号は第一表の史料番号を参照され
たい。